

障害福祉サービス事業等 開始届
変更届

開始・変更しようとする事業	種類	
	提供する便宜等の内容	
経営者 (法人)	氏名(名称)	
	住所 (事務所の所在地)	
基本約款	別 添 I	
職員の職種	職務の内容	職員の定数
		人
		人
		人
	合計	人
主な職員の氏名		
主な職員の経歴	別 添 II	
事業を行おうとする区域		
事業の用に供する施設又は住居	名称	
	所在地	
	利用定員	
事業開始の予定年月日	年 月 日	
<p>1 上記のとおり、障害福祉サービス事業等を開始しますので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第2項の規定により届け出ます。</p> <p>2 上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第2項の規定により届け出た事項を変更しましたので、同条第3項の規定により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">事業経営者 住所(事務所の所在地) 氏名(名称)</p> <p>(あて先) 宇都宮市長</p>		

備考

- 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙の枚数を増加し、この様式に準じた届を作成すること。
- 届の記入については別紙によること。

(別紙)

障害福祉サービス事業等開始・変更届記入要領

- 1 標題の届出名のうち、開始・変更のいずれかに該当する事項を○で囲むこと。
- 2 変更の届出をする際には、変更した事項のみを記入して届け出ること。
- 3 複数の種類の障害福祉サービス事業等を開始する際には、開始届はそれぞれの種類ごとに作成すること。
- 4 「開始・変更しようとする事業」欄のうち「種類」欄には、障害福祉サービス事業を行おうとする者にとっては、障害福祉サービスの種類を、他の事業を行おうとする者にとっては、事業の名称を記入することとし、「提供する便宜等の内容」欄には、事業者が当該事業により提供する便宜の種類等その事業の内容を記入すること。
なお、事業の種類を変更しようとするときは、新たな事業の開始として、別途届け出ること。
- 5 「経営者」欄には、当該事業を経営する者が法人である場合には、その名称及び当該事業に係る主たる事務所の所在地を記入すること。
- 6 「主な職員の氏名」欄の主な職員とは、施設長、当該事業のサービス提供責任者等を指すものであること。
- 7 「事業を行おうとする区域」欄には、市町村(都道府県)の委託を受けて行う場合には、事業を行おうとする区域のほかに「委託先」として当該市町村(都道府県)の名称を併せて記入すること。
- 8 「事業の用に供する施設又は住居」欄は、障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援(施設を必要とする障害福祉サービスを行うものに限る。)、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助に限る。)、地域活動支援センターを運営する事業又は福祉ホームを運営する事業を行おうとする者について、当該事業の用に供する施設又は住居の名称、所在地及び利用定員を記入すること。
- 9 届出の法令上の根拠を示す欄では、1又は2うち該当する番号を○で囲むこと。
- 10 開始の届出をする際には、この届に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第66条第2項に掲げる書類を添付すること。